

○宮崎大学附属図書館コモンズスペース利用要項

〔 令和 2 年 4 月 27 日
制 定 〕

(趣旨)

第 1 条 この要項は、宮崎大学附属図書館本館（以下「本館」という。）に設置するコモンズスペースの利用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 本館 1 階及び 3 階のスペースのうち、別表に定める部屋を総称してコモンズスペースという。

(用途)

第 3 条 コモンズスペースは、宮崎大学（以下「本学」という。）の学生の学習及び課外活動等に供する施設として、次の各号に掲げるものの用に供することを目的とする。ただし、その内容が主として営利及び政治・宗教活動を目的としたもの並びに公序良俗に反するものについては使用させない。

- (1) 個人又はグループによる学習
- (2) 本学の職員又は学生が主催又は共催する教育・研究に関連した講義、ゼミ、講演会又は説明会等のイベント
- (3) その他社会連携及び地域貢献の促進に資する行事

(専有利用)

第 4 条 宮崎大学附属図書館利用規程（以下「利用規程」という。）第 3 条に規定する利用者（以下「利用者」という。）のうち、本学職員及び本学学生は、所定の申請書を館長に提出した上で、コモンズスペースの各部屋を無償で専有利用することができる。

- 2 利用者のうち、本学職員及び本学学生以外の者は、所定の申請書を館長に提出し、館長が特に認めた場合のみ専有利用できるものとし、別に定める使用料を納付しなければならない。
- 3 前 2 項の利用申請は、原則として、用途が個人又はグループによる学習である場合は利用日の 30 日前から、それ以外の用途の場合は利用日の 90 日前から受け付けるものとする。
- 4 専有利用の希望日時が重複した場合は、先着順を原則とする。ただし、館長は、利用理由等により先着順によらない許可を行うことができる。
- 5 専有利用が可能な時間は、宮崎大学附属図書館利用規程第 4 条に規定する開館時間の範囲内とする。
- 6 コモンズスペースの各部屋に備え付けの机、椅子及び機器類は、利用後は原状に回復するものとする。
- 7 コモンズスペースの機器類の取扱いに関する説明等の対応時間は、平日の 9 時から 17 時までとし、利用者は、当該時間外に機器類を使用する場合で説明が必要な場合は、事前に説明等を受けるものとする。

(オープンスペース)

第 5 条 コモンズスペースのうち、別表に定めるオープンスペースについては、専有利用がない場合、利用者が自由に利用できるものとする。

(遵守事項)

第 6 条 利用者は、コモンズスペースの利用に当たり、宮崎大学附属図書館利用規程及び本館職員が指示する事項を遵守しなければならない。

(利用の停止等)

第7条 館長は、前条の規定に違反した者に対し、退出又は利用の停止を命ずることができる。

(飲食)

第8条 コモンズスペース内での飲食については、次のとおりとする。

(1) ライブラリーカフェ 飲食ともに可

(2) 前号以外の部屋 密閉できる蓋付き容器に入れた飲料の持込みのみ可

2 前項第2号の規定にかかわらず、第4条に定める専有利用申請時に申出があり、館長が認めた場合にはこの限りでない。

(施設の管理)

第9条 コモンズスペースの管理に関する事務は、附属図書館本館利用係において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、コモンズスペースの利用に関し必要な事項は、館長が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和2年4月27日から施行する。

別表（第2条、第5条関係）

フロア	フロア名	部屋名称	備考
1階	コミュニケーション コモンズ	ワークショップコート	オープンスペース
		コミュニケーションコート	オープンスペース
		ライブラリーカフェ	オープンスペース
3階	クリエイティブ コモンズ	katarai	オープンスペース (本学教職員に限る)
		komorebi	
		naca-baco	
		itanoma	オープンスペース
		hidamari	オープンスペース
		o-baco 1	
		o-baco 2	
		co-baco 1	
		co-baco 2	
		co-baco 3	